

議会規則第1号
令和8年1月1日

砂川市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公表する。

砂川市議會議長 多比良 和伸

(別 紙)

砂川市議会傍聴規則の一部を改正する規則

砂川市議会傍聴規則（平成30年議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「区分」を「区分等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 一般席の定員は、15人とする。
- 3 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第3条第1項中「以下「傍聴人」を「以下「傍聴希望者」に改め、同条第2項中「傍聴人が」を「傍聴希望者が」に、「傍聴する者」を「会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の代表者又は責任者は、当該団体の加入者で傍聴希望者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯することとし、議長は、必要と認めるときは、当該名簿の提出を求めることができる。

第4条の見出しを「（議場への入場禁止）」に改める。

第5条第1号中「もの」を「物」に改め、同条第3号中「前各号に定める者のか、会議」を「その他会議」に、「人に」を「他人に」に、「及ぼすと」を「及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第5条に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴希望者に対し、職員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第6条を次のように改める。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の通信機器（以下この号において「情報通信機器」という。）その他音を発生す

る機器の電源を切り、又は音を発しない状態にすること。ただし、報道関係者が報道を目的とし、他人に迷惑をかけることなく情報通信機器等を使用する場合を除く。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第7条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画及び放送等の禁止）」に改め、同条本文中「写真及び動画を撮影し、又は録音」を「写真の撮影、録音、録画及び放送等」に改め、同条ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「議会事務局職員」を「職員」に改める。

第9条第1項中「速やかに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「定める者」を「定めるもの」に、「その傍聴人を」を「これを」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。